

分類記号	A3 - 1 - 2 - 6	
保存期間	常(0)年	年月日まで

岐阜県警察訓令第17号

各所属長

岐阜県警察遺失物取扱細則を次のように定める。

令和8年5月26日

岐阜県警察本部長 三田 豪士

岐阜県警察遺失物取扱細則

岐阜県警察遺失物取扱細則（平成19年岐阜県警察訓令第41号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 提出物件及び遺失届の受理（第3条―第13条）
- 第3章 遺失者を発見するための措置（第14条―第18条）
- 第4章 提出物件の保管等（第19条―第24条）
- 第5章 提出物件の返還、引渡し等（第25条―第28条）
- 第6章 準遺失物の取扱い（第29条）
- 第7章 国又は県に帰属した提出物件の取扱い（第30条―第32条）
- 第8章 出納年度及び備付帳簿（第33条・第34条）
- 第9章 報告事項（第35条）
- 第10章 引継ぎ及び検査（第36条・第37条）
- 第11章 特例施設占有者の指定の申請（第38条）
- 第12章 雑則（第39条・第40条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番及び駐在所
- (2) 警察署長が必要と認める現地指揮所等（以下「現地指揮所等」という。）
- (3) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表1の左欄に掲げるもの

第2章 提出物件及び遺失届の受理

（物件の提出等を受ける窓口）

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

- 2 規則第31条第1項の規定による届出は、警察庁が整備する警察国民向けポータルサイト（以下「警察ポータル」という。）でのオンライン届出により受けることができるものとする。
- 3 警察署長は、祭礼等の雑踏警備に係る現地指揮所等を設置する場合において、交番及び駐在所に準じて拾得者から物件が持参される可能性が高く、かつ、雑踏警備に従事する人員に余裕があり、物件の内容を確認して関係書類を作成し、及び物件を適切に保管することができる場合は、現地指揮所等において受けることができるものとする。
- 4 警察署長は、規則第1条の規定による拾得物件控書及び第2条の規定による拾得物件預り書の用紙2葉を1組とし、拾得物件預り書の用紙にはあらかじめ警察署長の公印を押印した上、警察署及び交番等の物件の提出を受ける窓口に備え付けておくことができる。

（警ら、警乗等所外活動中における物件の取扱い）

第4条 警察官は、警ら、警乗等の所外活動（以下「警ら等」という。）に従事しているときに拾得者又は施設占有者から物件の提出の申出を受けた場合は、拾得者又は施設占有者に対し、警ら等の用務に従事しているため物件の提出を受けることができない旨を十分に説明し、最寄りの警察署又は交番等において提出を行うよう教示するとともに、支障のない限り警察署又は交番等まで案内するなどの措置を執ること。

（交番及び駐在所に勤務員が不在の場合の物件の取扱い）

第5条 交番及び駐在所の勤務員は、交番又は駐在所が不在となる場合は、物件を提出するために当該施設へ来訪した者（以下「来訪者」という。）の不便を防止するため、警察署への連絡方法の案内表示をするなど適切な措置を執ること。

- 2 警察署長は、交番及び駐在所の勤務員が不在時に、来訪者から警察署に連絡があったときは、最寄りの警察職員を当該施設に出向かせ、又はこれにより難しい場合は他の窓口を教示するなどの措置を執るものとする。
- 3 交番及び駐在所を不在にした勤務員は、帰所後、物件を提出するために当該施設へ来訪者があったことを知ったときは、速やかに、来訪者と連絡を取り、受理について必要な措置を執るものとする。

（交番等において物件の提出を受けた場合の措置）

第6条 交番等の勤務員は、交番等において物件の提出を受け、拾得物件控書及び拾得物件預り書（以下「拾得物件控書等」という。）を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を取得しなければならない。

- 2 交番等の勤務員は、前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の拾得物受取書を作成して、これを提出者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定による報告及び取得は、執務時間中であっては警察署の会計課長（以下

「会計課長」という。)に、それ以外の時間にあつては警察署の当直長(以下「当直長」という。)に対して行うものとする。

- 4 第1項の規定による拾得物件控書等の作成、法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項の報告及び当該提出物件に係る受理番号の取得については、警察共通基盤システムにおける遺失物等情報管理業務(以下「システム」という。)を用いて行うことができる。
- 5 交番等の勤務員は、物件の提出を受けたときは、速やかに、拾得物件控書とともに提出物件を警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置を執るものとする。
- 6 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 警察署において勤務交替時に手配等を受けることとなっている交番
原則として、受理した日の翌日の勤務交替時に送付すること。
 - (2) 前号に掲げる交番以外の交番及び駐在所
原則として、受理した日から1週間以内に送付すること。
 - (3) 別表1の左欄に掲げる施設
別表1の右欄に定める方法により送付すること。
 - (4) 現地指揮所等
原則として、受理した日の翌日の勤務交替時に送付すること。
- 7 交番等の勤務員は、前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み、適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 警察署又は交番等の勤務員は、施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 警察署又は交番等の勤務員が、前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
- 3 警察署又は交番等の勤務員は、第1項に規定する施設占有者の同意が得られなかったときは、拾得者にその旨を説明した上、法第4条第2項の規定により当該物件を当該施設占有者に交付するよう教示するものとする。

(拾得物件一覧簿等の記載)

第8条 会計課長又は当直長は、交番等から第6条第1項の規定により警察署に報告を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書等を作成するときは、拾得物件一覧簿(別記様式第2号の1)の記載を行うものとする。

- 2 会計課長は、警察署において法第17条前段の規定による届出を受理したときは、特例

施設占有者保管物件一覧簿（別記様式第2号の2）の記載を行うものとする。

3 前2項の規定による拾得物件控書等の作成並びに拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿の記載は、システムを用いて行うことができる。

（権利放棄の取扱い）

第9条 警察署又は交番等の勤務員は、規則第3条第1項の規定による提出者の署名を求めるときは、押印及び指印を求めないものとする。

（遺失届を受理する窓口及び遺失届一覧簿の記載）

第10条 遺失届の受理は、警察署若しくは交番等又は警察ポータルでのオンライン届出において行うものとする。

2 警察署長は、遺失届を受けたときは、規則第5条第1項の規定による遺失届出書により受理し、次に掲げる事項を遺失届一覧簿（別記様式第3号）に記載しなければならない。

(1) 受理番号

(2) 物件の種類及び特徴

(3) 遺失の日時及び場所その他必要な事項

3 前項の規定による遺失届出書の作成及び遺失届一覧簿の記載は、システムを用いて行うことができる。

（交番等において遺失届を受理したときの措置）

第11条 交番等の勤務員が、交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を取得しなければならない。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定による報告及び取得について準用する。

3 前2項の規定による第10条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の報告並びに当該遺失届に係る受理番号の取得については、システムを用いて行うことができる。

4 交番等の勤務員が、交番等において遺失届出書を受理したときは、速やかに、警察署に送付しなければならない。

5 第6条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

（特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置）

第12条 警察署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、地域部通信指令課に対する手配の依頼、警察署の無線指令による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を執るものとする。

（本部施設における取扱い）

第13条 第2条第3号の施設における物件の取扱責任者は、別表1の中欄に掲げる職員とし、警察署長への拾得物件控書及び提出物件並びに遺失届出書を引き継ぐときは、同表の右欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

第3章 遺失者を発見するための措置

（遺失届一覧簿の確認等）

第14条 交番等の勤務員は、第6条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当

該提出物件について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を照会するものとする。

- 2 会計課長又は当直長は、警察署において前項の規定による照会を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿を記載するときに規則第6条第1項の規定による確認を行うものとする。
- 3 前2項の規定による遺失届に係る記載の有無の照会及び規則第6条第1項の規定による確認については、システムを用いて行うことができる。
- 4 会計課長は、規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る規則第31条第1項の規定による保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる遺失届の有無の調査等)

第15条 警察署長は、第6条第6項の規定により、提出物件及び拾得物件控書の送付を受けたときは、直ちに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 警察署長は、規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の内容を確認するものとする。
- 4 警察署長は、前項の規定により遺失届出書の内容を確認したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る規則第31条第1項に規定する保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

第16条 交番等の勤務員は、第11条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

- 2 会計課長又は当直長は、警察署において前項の規定による照会を受け、又は警察署において受理した遺失届に係る遺失届一覧簿を記載するときに規則第7条第1項の規定による確認を行うものとする。
- 3 前2項の規定による提出物件又は保管物件に係る記載の有無の照会及び規則第7条第1項の規定による確認については、システムを用いて行うことができる。
- 4 会計課長は、規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条前段の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる提出物件の有無の調査等)

第17条 警察署長は、第11条第4項の規定による送付を受けたときは、直ちに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 警察署長は、規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条前段の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の内容を通知するものとする。
- 4 警察署長は、前項の規定による遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 5 第15条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(提出物件等の公告)

第18条 警察署長が行う法第7条第1項及び法第18条の規定による提出物件等の公告は、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿を備え付け、これを閲覧させることにより行うものとする。

- 2 前項の規定による拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿の備付けについては、システムを用いて行うことができる。この場合において、物件を遺失し、これを探すため書面の閲覧を求められたときは、電磁的記録を紙面に出し、これを自由に閲覧させるものとする。

第4章 提出物件の保管等

(提出物件の出納及び保管)

第19条 警察署長は、提出物件の出納については、保管金・保管物品出納簿（別記様式第4号）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 警察署長は、提出物件のうち現金（売却処分した売却代金を含む。以下同じ。）の保管については、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）第165条に規定する主管取扱店又はこれに準ずる確実な金融機関に、警察署長名義の決済用普通預金として預託するものとする。
- 3 警察署長は、提出物件のうち物品の出納及び保管については、保管金・保管物品出納簿に所定の事項を記載の上、拾得物品整理票（別記様式第5号。以下「整理票」という。）を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を執るものとする。
- 4 警察署長は、前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件（以下「個人情報関連物件」という。）その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。
- 5 警察署長は、警察署において保管することが困難と認められる物件については、適切に保管することができる者に、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（別記様式第6号）により保管を委託することができるものとする。

(警察署長の現金保管)

第20条 警察署長は、規則第18条の規定による提出物件の遺失者への返還又は権利取得者

(規則第19条第3項に規定する「権利取得者」をいう。以下同じ。)への引渡しの手を
図るため、署情に応じて必要な現金を手元に保管することができるものとする。

(交番等における提出物件の保管)

第21条 交番等の勤務員は、交番等において物件の提出を受け、当該物件を保管するときは、提出物件に整理票を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、拾得物件専用保管庫に収納し、施錠して保管するものとする。ただし、物の大きさ、形状等を勘案して拾得物件専用保管庫における保管が困難な物件については、施錠できる倉庫、鎖でつないで室内等に保管することその他確実な方法で保管することができるものとする。

2 交番等の勤務員は、交番等において提出物件を拾得物件専用保管庫から出し入れするときは、拾得物件出入簿(別記様式第7号)に所定の事項を記載し、交番等の幹部の確認を受けるものとする。

(当せん金付証券等の保全)

第22条 警察署長は、当せん金付証券、乗車券、乗船券、商品券その他これに類するもので、警察署における保管中に払戻期間又は引換期間が満了するものについては、法第9条第1項の規定により、その満了の前に現金と引き換えておくなど必要な措置を執るものとする。ただし、小切手及び手形については、理由のいかんを問わず、これを支払人に呈示し、又は現金化しないこと。

(提出物件の売却)

第23条 警察署長は、法第9条の規定による売却をするときは、警察署において行うものとする。

(提出物件の処分)

第24条 警察署長は、法第10条の規定による処分をするときは、警察署において行うものとする。ただし、交番等への提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であつて、法第9条第1項の規定による売却をすることができない物であると明らかに認められるときは、交番等の勤務員は、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 警察署長は、規則第14条の規定による通知(次項において「通知」という。)を行うときは、拾得物件処分通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

3 警察署長は、前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

第5章 提出物件の返還、引渡し等

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第25条 警察署長は、規則第18条第1項の規定による通知(次項において「通知」という。)を行うときは、遺失物確認通知書(別記様式第9号の1から4まで)又はお知らせ書(別記様式第10号)により行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定にかかわらず、提出物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合に

において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

- 3 警察署長は、規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）を行うときは、拾得物件返還通知書（別記様式第11号の1から6まで）により行うものとする。
- 4 警察署長は、前項の規定にかかわらず、提出者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 警察署長は、規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）を行うときは、権利取得者には権利取得通知書（別記様式第12号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記様式第13号）により、それぞれ行うものとする。
- 6 警察署長は、前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（遺失の事実を確認する場合の措置）

第26条 警察署の会計課員（以下「会計課員」という。）は、遺失の事実を確認する場合、遺失者から遺失届出書を提出させ、その物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所が、保管中の提出物件と符合するか否かを十分確認すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第18条第1項の規定による通知（法第12条の照会に基づくものを含む。）を受けて来訪した場合のほか、保管中の提出物件に、顔写真入りの個人情報関連物件が含まれるなど、遺失者を特定することができる場合は、遺失者からの聴取をもって、遺失届出書の提出に代えることができるものとする。ただし、聴取した内容が提出物件と符合しない場合は、この限りでない。

（交番等において提出物件を返還する場合の措置）

第27条 交番等の勤務員は、交番等において保管中の提出物件に係る遺失者が当該物件の返還を求めて交番等を来訪したときは、規則第20条第1項の規定による確認が得られる場合に限り、警察署長の指揮を受けて、交番等において提出物件の返還に係る手続（以下「便宜処分」という。）を行うことができる。この場合において、警察署長の指揮を受けるに当たっては、会計課長を通じて行うものとする。ただし、執務時間外にあっては当直長を通じて行うものとする。

- 2 前2条各項の規定は、交番等の勤務員が、交番等において便宜処分を行う場合について準用する。
- 3 第6条第5項の規定は、交番等の勤務員が、交番等において便宜処分を行った場合における関係書類等の送付について準用する。

（提出物件を引き渡す場合の措置）

第28条 権利取得者に提出物件を引き渡す場合に徴する用紙は規則第20条に規定する受領

書のほか、拾得物件預り書を使用することができるものとする。

- 2 警察署長は、権利取得者から引渡しを求められた提出物件が、令第10条第1号に該当する物件であるときは、当該物件の所持について住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けるよう指導するものとする。
- 3 警察署長は、権利取得者から引渡しを求められた提出物件が、令第10条第2号に該当する物件であるときは、拾得物件銃砲刀剣類仮交付受領書（別記様式第14号）を徴して拾得物件銃砲刀剣類仮交付書（別記様式第15号）とともに当該物件を交付し、その所持について住所地を管轄する都道府県教育委員会に申請して文化庁長官の登録を受けるよう指導するものとする。

第6章 準遺失物の取扱い

（埋蔵物）

第29条 警察署長は、法第4条第1項の規定により提出を受けた埋蔵物が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財に相当すると認めたときは、所有者が判明している場合を除き、速やかに、埋蔵文化財提出書（別記様式第16号）により県文化伝承課（埋蔵物の発見された土地が岐阜市の区域内に存する場合にあっては岐阜市教育委員会。以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- 2 警察署長は、前項の規定による手続を行った後、所有者が判明し、当該物件の返還請求があったときは、教育委員会に引渡しを求め、所有者に返還するものとする。
- 3 警察署長は、当該物件が教育委員会の鑑査の結果、文化財と認定されたときは、岐阜県（国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものは国）に提出したものとし、また、文化財でないと認定されたときは、その物件の差戻しを受け、法の規定により処理するものとする。

第7章 国又は県に帰属した提出物件の取扱い

（国に帰属した物件の取扱い）

第30条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により物件の所有権が国に帰属し、規則第24条の規定により当該物件の所持の取締りに関する事務を所掌する国の行政機関等に引き渡すときは、総務室会計課を経由して国帰属拾得物件引渡書（別記様式第17号）により引き渡すものとする。

（県に帰属した物件の取扱い）

第31条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により所有権が県に帰属した物件については、1か月分を取りまとめ、次の各号に定める方法により翌月末までに引き渡すものとする。

- (1) 県に帰属した物件のうち物品については、県帰属拾得物品送付書（取得物品引継書）（別記様式第18号の1及び2）に帰属調書（保管物品）（別記様式第19号）を添え、当該物件を保管していた警察署の収支等命令者（会計規則第2条第3号に規定する収支等命令者。以下「収支等命令者」という。）に通知し、受領書を徴した上、これを引き渡すものとする。
- (2) 県に帰属した物件のうち現金については、県帰属拾得金通知書（別記様式第20号の1及び2）に帰属調書（保管金）（別記様式第21号）を添えて収支等命令者に通知し、収支等命令者から発行された会計規則第21条に規定する納入通知書により、その指定

期日までに主管取扱店へ納付するものとする。

(個人情報関連物件の廃棄)

第32条 会計課員は、法第37条第2項の規定による廃棄を行うときは、個人情報関連物件廃棄伺い(別記様式第22号)によるものとする。

第8章 出納年度及び備付帳簿

(出納年度の区分)

第33条 提出物件の出納年度の区分は、年度とする。

2 提出物件の出納年度の所属区分は、第15条及び第17条の規定により登録された日とする。

(警察署及び警察本部に備え付ける帳簿及び簿冊の保管期間)

第34条 警察署長は、警察署に提出物件の処理のため、別表2の「帳簿・簿冊名」欄に掲げる帳簿及び簿冊(システム出力帳票を含む。)を備え付け、それぞれ同表の「保存期限(年)」欄に掲げる期間中保管するものとする。

2 警察本部総務室会計課長(以下「総務室会計課長」という。)は、総務室会計課に提出物件の処理のため、別表2の「帳簿・簿冊名」欄に掲げる簿冊を備え付け、それぞれ同表の「保存期限(年)」欄に掲げる期間中保管するものとする。

第9章 報告事項

(事故の発生報告)

第35条 警察署長は、その保管に係る物件について亡失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに、警察本部長に報告するものとする。

第10章 引継ぎ及び検査

(引継ぎ)

第36条 警察署長に異動があったときは、前任者は発令日の前日をもって保管金・保管物品出納簿を締め切り、事務引継書(別記様式第23号)により後任者に引き継ぐものとする。

(検査)

第37条 警察本部長は、提出物件の出納及び保管の状況等について、毎年1回及び必要があると認めたときはその都度、検査員を命じて検査を行うものとする。

2 検査員は、実地検査の結果を拾得物件検査復命書(別記様式第24号)により、速やかに、警察本部長に報告するものとする。

第11章 特例施設占有者の指定の申請

(特例施設占有者の指定の申請の受付)

第38条 警察署長は、岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年岐阜県公安委員会規則第14号)第2条の規定による申請書の受付をするときは、書類の記載内容、添付書類の有無等形式上の要件を確認するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受付をしたときは、特例施設占有者指定申請受付簿(別記様式第25号)に所定の事項を記載の上、速やかに、総務室会計課長に電話報告を行うとともに、前項に規定する申請書を総務室会計課を経由して岐阜県公安委員会に送付するものとする。

3 総務室会計課長は、前項の規定により電話報告を受理したときは、特例施設占有者指

定申請受理簿（別記様式第26号）に所定の事項を記載の上、受理するものとする。

第12章 雑則

（拾得物件預り書の再交付）

第39条 警察署長は、提出者から拾得物件預り書を亡失又は毀損したことを理由として再交付の申出があったときは、その事情を調査し、必要があると認めるときは、拾得物件控書の備考欄にその事由を記載し、再作成した拾得物件預り書に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

（拾得物件預り書等の文字、印影及び訂正）

第40条 拾得物件預り書等及び備付帳簿への記載及び押印は、消散し難いもので明瞭に行い、金額はアラビア数字を用い、その頭書に「¥」の符号を併記するものとする。

2 拾得物件預り書等及び備付帳簿の記載事項は改ざんしてはならない。やむを得ず訂正するときは、その部分に二重線（備付帳簿については朱線とする。）を引き、訂正又は削除した文字が明らかに読み取れるように、横書きは上位、縦書きは右側に正書し、取扱者がこれに証印を押印するものとする。ただし、備付帳簿については証印は要しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の訓令の規定により作成された用紙で現に残存するものは、この訓令の施行後も所要の修正を加え、なお使用することができる。

（その他）

4 この訓令に定めるもののほか、遺失物の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表1 (第2条、第13条関係)

施設	取扱責任者	警察署への引継ぎの方法
警察本部会計課 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1番1号	総務室会計課次席	原則として、受理した日に岐阜南警察署に送付すること。
機動警察センター 所在地 瑞穂市牛牧395番地	地域部機動警察センター 副センター長	原則として、受理した日の翌日までに北方警察署に送付すること。
機動警察センター 鉄道警察隊 所在地 岐阜市橋本町二丁目 50番地1	地域部機動警察センター 鉄道警察隊副隊長	原則として、受理した日に岐阜中警察署に送付すること。
運転免許課 自動車運転免許 試験場 所在地 岐阜市三田洞東一丁目 22番2号	交通部運転免許課 自動車運転免許試験 場長	原則として、受理した日に岐阜北警察署に送付すること。
運転免許課 岐阜運転者講習 センター 所在地 岐阜市学園町三丁目 42番地	交通部運転免許課 次席	原則として、受理した日に岐阜北警察署に送付すること。
運転免許課 西濃運転者講習 センター 所在地 大垣市綾野一丁目 2700番地2	交通部運転免許課 西濃運転者講習セン ター担当課長補佐	原則として、受理した日に大垣警察署に送付すること。
運転免許課 中濃運転者講習 センター 所在地 関市稲口423番地1	交通部運転免許課 中濃運転者講習セン ター担当課長補佐	原則として、受理した日に関警察署に送付すること。
運転免許課 多治見運転者講習 センター 所在地 多治見市美坂町四丁目 6番地	交通部運転免許課 多治見運転者講習セン ター担当課長補佐	原則として、受理した日に多治見警察署に送付すること。
運転免許課 東濃運転者講習 センター 所在地 中津川市茄子川 1127番地の1	交通部運転免許課 東濃運転者講習セン ター担当課長補佐	原則として、受理した日に中津川警察署に送付すること。
運転免許課 飛驒運転者講習 センター 所在地 高山市大新町五丁目 68番地1	交通部運転免許課 飛驒運転者講習セン ター担当課長補佐	原則として、受理した日に高山警察署に送付すること。
高速道路交通警察隊 岐阜分駐隊 所在地 羽島市江吉良町字 鍵田2585番地	交通部高速道路交通 警察隊 岐阜分駐隊長	原則として、受理した日の翌日までに岐阜羽島警察署に送付すること。
高速道路交通警察隊 各務原分駐隊 所在地 各務原市大野町一丁目 222番地	交通部高速道路交通 警察隊 各務原分駐隊長	原則として、受理した日の翌日までに各務原警察署に送付すること。

高速道路交通警察隊 多治見分駐隊 所在地 多治見市光ヶ丘五丁目 28 番地	交通部高速道路交通 警察隊 多治見分駐隊長	原則として、受理した日の翌日までに 多治見警察署に送付すること。
高速道路交通警察隊 高山分駐隊 所在地 高山市清見町夏厩 318 番地	交通部高速道路交通 警察隊 高山分駐隊長	原則として、受理した日の翌日までに 高山警察署に送付すること。
機動隊 所在地 岐阜市藪田南五丁目 14 番 1 号	警備部機動隊副隊長	原則として、受理した日の翌日までに 岐阜南警察署に送付すること。

別表 2 (第34条関係)

備付帳簿、簿冊

備付場所	帳簿・簿冊名	保存期限(年)	使用区分		摘要
警察署	保管金・保管物品出納簿	5		年度	
	拾得物件一覧簿	3		〃	適宜分冊ができる
	遺失届一覧簿	3		〃	〃
	特例施設占有者保管物件一覧簿	3		〃	〃
	保管物件届出書	3		〃	〃
	物件売却届出書	3		〃	〃
	物件処分届出書	3		〃	〃
	拾得物件控書	0	常用	〃	〃
	遺失届出書	3		〃	〃
	拾得物件保管(飼育)委託書兼受託書	5		〃	
	拾得物件出入簿	3		〃	
	拾得物件銃砲刀剣類仮交付受領書	3		〃	
	物件売却書	3		〃	
	物件処分書	3		〃	
	処理済拾得物件控書	3		〃	適宜分冊ができる
	便宜処分証拠書	3		〃	〃
	拾得物件払出証拠書	5		〃	〃
	埋蔵文化財提出書	3		〃	
	事務引継書	5		〃	
	特例施設占有者指定申請受付簿	3		〃	
個人情報関連物件廃棄伺い	3		〃	適宜分冊ができる	
拾得金預金口座(通帳)	5	常用	〃		
警察本部	拾得物件検査復命書	5		〃	
	特例施設占有者指定申請受理簿	3		〃	

別記様式第1号（第6条関係）

（表面）

現金	
* 現金	
物品	

本件に関するお問い合わせは、岐阜県
警察委員会課
電話番号（ ） - - ） にお願ひします。

取得物受取書 受理番号
あなたから提出のあった取得物を受理しました。一連番号

年 月 日
岐阜県 警察課
取扱者 交番・駐在所

切り取り線

折り返し線（山折り）

現金収納袋

透明部分

(裏面)

切り取り線		
の り し ろ		
折り返し線(谷折り)		
受理番号 _____	一連番号 _____	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	
受理者	岐阜県 警察署 交番・駐在所 氏名	
拾得物	現金 ¥ _____	物品 _____
拾得者の氏名 電話番号	電話番号	
備考		

拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

特 例 施 設 占 有 者 保 管 物 件 一 覧 簿

受理番号		記載日	月 日		
特例施設 占有者の 氏名又は 名 称				保管の場所	名称 所在地 電話番号その他の連絡先

番号	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

遺失届一覧簿

受理番号	受 理 日	物件の種類及び特徴	遺 失 日 時	遺 失 場 所	備 考
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		

備考 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還した場合等において、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5号（第19条関係）

拾 得 物 品 整 理 票		警察署
○	受理番号	号
受理年月日	年 月 日	
個人情報関連物件	有 無	
備考		

拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書

1 拾得物件

受 理 番 号			
受 理 日		拾 得 日	
拾 得 場 所			
物品の種類、特徴 及び数量	点		

2 保管（飼育）委託期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの間

※ ただし、警察からの連絡により、期間を短縮することがある。

3 保管（飼育）受託者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	
連 絡 先	

4 留意事項

- (1) 保管（飼育）受託者は、善良な管理者の注意をもって、各種法令等の定めに従い、責任をもって保管（飼育）すること。
- (2) 保管（飼育）受託者は、保管（飼育）中に破損、逸走等の事故があった場合や、やむを得ない事情により保管（飼育）できなくなった場合は、速やかに下記警察署に連絡すること。
- (3) 定めのない事項については、都度、保管（飼育）委託者と保管（飼育）受託者の間で協議の上、決定する。

年 月 日

保管（飼育）委託者

岐阜県 警察署長

保管（飼育）受託者（拾得者との関係）

住所又は所在地

氏名又は名称

連絡先

【連絡先】

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 副本を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管すること。

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

別記様式第9号の1 (第25条関係)

(拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第9号の2 (第25条関係)

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意)

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第9号の3 (第25条関係)

(拾得者等費用・報労金放棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第9号の4（第25条関係）

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保)

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： ()
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件があなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地
電話番号
受付時間

様

お 知 ら せ 書

年 月 日

様

岐阜県 警察署長

遺失物法の規定により、あなたには、この物件の交付、提出又は保管に費用を要した者があるときは、当該費用を償還する義務があり、また、拾得者に物件の価格の5%から20%（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。

この度、あなたにお渡ししました物件は、下記の拾得者（施設の占有者）が届けられましたのでお知らせします。

拾得者	氏 名	
	電 話	< > -
占有者	住 所	
	氏 名	
	電 話	< > -

(住 所)

(電 話) < > -

(取扱者) 警察署 課・交番・駐在所

- 備考 1 不要な文字は、横線で消去すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第11号の1 (第25条関係)

(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日

(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。費用等については遺失者と話し合いをしてください。

拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)

報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

1 提出(交付)日 年 月 日

2 拾得物件 ()

3 返還日 年 月 日

4 遺失者

住 所

氏 名

連絡先

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

別記様式第11号の2（第25条関係）

（費用、報労金有権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

岐阜県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1））

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください（連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください）。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

別記様式第11号の3 (第25条関係)

(費用、報労金有権(又は留保)かつ氏名等告知留保)

年 月 日

(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物物件については、拾得者と施設占有者にこの2分の1))

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要がありますので、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第11号の4（第25条関係）

（費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

岐阜県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

- ◎ お問合せ先
警察署会計課
所 在 地
電 話 番 号
受 付 時 間
-

様

別記様式第11号の5 (第25条関係)

(費用、報労金失権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

提出(交付)時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知していますので、ご了承ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

別記様式第11号の6（第25条関係）

（費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保）

年 月 日
（受理番号 ）

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 （ ）
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

年 月 日

(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

権利取得通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取に来てください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 引渡し期限日 年 月 日 ()
※ 引渡し期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
- 4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等
下記「お問合せ先」に同じ
- 5 持参するもの
 - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
 - (2) 本通知
 - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書
※ 代理人を受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
○ 委任状（拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
○ 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

様

年 月 日
(受理番号)

様

岐阜県 警察署長

費用請求権通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。
あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。
ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()

◎ お問い合わせ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

様

別記様式第14号（第28条関係）

拾得物件銃砲刀剣類仮交付受領書

銃 砲	物 件 名	種 別	型	番 号	口 径	銃身の長さ	特 徴	用 途
	刀 剣	物 件 名	種 別	刃 渡 り	製 作 者 名		特 徴	
拾 得 者	住 所							
	職 業							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日生（ 歳）						
拾得年月日	年 月 日							
拾得場所								
受理年月日 受理番号	年 月 日 受理番号 第 号							
摘 要								
<p>上記の物件を、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第2項に規定する登録手続のため仮に受領しました。</p> <p>なお、文化庁長官の登録が受けられなかった場合は、この物件及び拾得銃砲刀剣類仮交付書を返納します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐 阜 県 警 察 署 長 様</p> <p style="text-align: center;">（拾得者住所氏名）</p>								

別記様式第15号（第28条関係）

拾得物件銃砲刀剣類仮交付書

銃 砲	物 件 名	種 別	型	番 号	口 径	銃身の長さ	特 徴	用 途
刀 剣	物 件 名	種 別	刃 渡 り	製 作 者 名		特 徴		用 途
拾 得 者	住 所							
	職 業							
	氏 名							
	生年月日	年 月 日生（ 歳）						
拾得年月日	年 月 日							
拾得場所								
受理年月日 受理番号	年 月 日 受理番号 第 号							
摘 要								
<p>上記の物件は、遺失物法施行令第10条第2号に該当し、所持するためには文化庁長官の登録が必要なことから、その便宜を図るため、仮に交付するものです。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐 阜 県 警 察 署 長 印</p>								

別記様式第16号（第29条関係）

様

年 月 日

岐 阜 県 警 察 署 長

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

下記の物件は、埋蔵文化財と認められますので、文化財保護法第101条の規定により提出します。

物件の名称（種別）	数 量	発見者の住所・職業 氏名・生年月日	
		発見した土地又は家屋等の所有者 の住所・職業・氏名・生年月日	
		発見の年月日時	
		発見の場所	
		発見の原因	
		発見した土地又は家屋等の 所有権を取得した年月日	
		備 考	

別記様式第17号（第30条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県 警察署長

印

国 帰 属 拾 得 物 件 引 渡 書

次の物件は、遺失物法第37条第1項1号の規定により所有権が国に帰属したので引き渡します。

物 件	名 称 （ 種 類 ・ 形 状 ）	数 量
受 理 番 号		
受 理 年 月 日	年 月 日	
帰 属 年 月 日	年 月 日	
上記の物件を受領しました。 年 月 日		

別記様式第18号の1 (第31条関係)

払出命令	署長	副署長 次長	課長	係長	主任	係

(取得物品引継書)

県 帰 属 拾 得 物 品 送 付 書

年 月 日

(収支等命令者)

警 察 署 長 殿

警 察 署 長

保管満期となった県帰属拾得物品は別紙帰属調書（保管物品）のとおりであるから現品を添えて送付します。

控書紙数 枚

月分満期失効県帰属分

(物品)

以下 点

受 領 書

上記の物品を受領しました。

年 月 日

警 察 署 長 殿

(収支等命令者)

警 察 署 長

別記様式第18号の2（第31条関係）

出納員	署長	副署長 次長	課長	係長	主任	係

（取得物品引継書）

県 帰 属 拾 得 物 品 送 付 書

年 月 日

（収支等命令者）

警 察 署 長 殿

警 察 署 長

保管満期となった県帰属拾得物品は別紙帰属調書（保管物品）のとおりであるから現品を添えて送付します。

月分満期失効県帰属分

（物品）

以下 点

供	用	点
管理換え（払）		点
不 用 決 定	売 却	点
	廃 棄	点
	雑 件	点

別記様式第20号の1 (第31条関係)

払出命令	署長	副署長 次長	課長	係長	主任	係

県 帰 属 拾 得 金 通 知 書

年 月 日

(収支等命令者)

警 察 署 長 殿

警 察 署 長

保管満期となった県帰属拾得金は別紙帰属調書（保管金）のとおりであるから通知します。

控書紙数 枚

月分満期失効県帰属分

金 円也

別記様式第20号の2（第31条関係）

県 帰 属 拾 得 金 通 知 書

年 月 日

（収支等命令者）

警 察 署 長 殿

警 察 署 長

保管満期となった県帰属拾得金は別紙帰属調書（保管金）のとおりであるから通知します。

月分満期失効県帰属分

金

円也

別記様式第22号（第32条関係）

個人情報関連物件廃棄伺い

受 理 番 号		受 理 年 月 日	
物 品	種 類	特 徴（形状・模様・品質等）	点数
拾 得 年 月 日		年 月 日	
拾 得 場 所			
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名 等		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号その他の連絡先	
廃 棄 理 由		<input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、すべての遺失者がその有する権利を放棄したもの <input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、公告後3箇月以内に遺失者が判明しないもの	
遺失者権利放棄日		年 月 日	
保管期間満了日		年 月 日	
廃 棄 年 月 日		年 月 日	
廃 棄 方 法			
廃棄執行者の官職氏名			
廃棄立会者の官職氏名			
備 考			

事 務 引 継 書

1 保管金

前年度末 繰越高	本年度（引継時まで）		現在高		振出済小切手 支払未済高	備考
	受入高	払出高	現金	預金		
円	円	円	円	円	円	

2 保管物品

前年度末 繰越高	本年度（引継時まで）		現在高			備考
	受入高	払出高	保管委託	任意提出	鑑査中	
点	点	点	点	点	点	

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

岐阜県 警察署長

前任者 印

後任者 印

別記様式第24号（第37条関係）

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

（検査員、官職、氏名）

拾得物件検査復命書

岐阜県警察遺失物取扱細則第37条により依命検査したところ、次のとおりであったことから報告します。

警察署名及び 署長官職氏名	警 察 署
検査実施年月日	年 月 日
検査の理由	
検査日現在の 拾得金保管状況	現金出納簿残高 円 預金出納簿残高 円 合計金額 円 拾得物件控書合計金額 円 差引不突合額 円
物件の出納及び 保管並びに 取扱いの良否	
関係簿冊及び 書類の整理状況	
改善指示事項	

